

# 仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第5回会議）議事録

日時：平成28年6月29日（水）15:50～

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

## <出席者>

### 【委員】

阿部一彦委員、五十嵐講一委員、板橋純子委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員、  
小坂浩之委員、鈴木久雄委員、田口美之委員

以上8名、五十音順

（土井勝幸委員 欠席）

### 【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、下山田高齢企画課長、木村介護予防推進室長、  
大友高齢企画課施設係長、石川介護保険課管理係長、伊藤介護保険課介護保険係長  
中野介護保険課指導第一係長、佐藤介護保険課指導第二係長

## <議事要旨>

### 1. 開会

### 2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について（資料1）
- (2) 事前協議事業者の辞退について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業の廃止について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）（参考資料4-1）

事務局より説明

委員長：今の報告について、質問や意見はあるか。

委員：事前協議事業者の辞退について、2件とも申し込み時点で土地の契約を結んでいたのに、土地の確保ができないため辞退とあるが、このような辞退が増えてくると整備計画に支障が出ると思うが、どのように考えているか。

事務局：申し込みの時点で土地の確保についての確約書を確認し、その後事業者が決定した後に土地の契約書を締結する流れになっている。もし辞退により整備計画

に支障が及ぶ場合は、追加で募集を行っている。

委員：通所介護の廃止が目立つが、今後は事業所数の減少に伴い、利用者の移管先が足りなくなる等の不利益を被る可能性があると思うが、何か対策は考えているか。

事務局：介護保険サービス提供の運営基準には、廃止の際に利用者に不利益が出ないように措置を行うように義務付けており、その上で廃止の許可をしているため、現状は利用者が不利益を被るという事例はない。

ただ、事業所数の減少は事実であるため、引き続き状況を見ながら今後の施策を検討していきたい。

委員：今回廃止された通所介護はどのくらいの規模なのか。最近廃止する事業所は小規模なところが多く、対策が必要であると考えているため伺いたい。

事務局：すべて定員が10名程度の小規模な事業所である。

委員：最近では小規模な通所介護で利用者が集まらず廃止するケースがみられるが、利用者が集まらない原因について調査等は行っているか。

事務局：現状はしていないが、今後は指導等の機会にヒアリングを行うことを検討したい。

委員：通所介護のみなど単体のサービス提供では採算が取れないケースが多く、小規模多機能型居宅介護などの複合的なサービスは収益性が高いと聞いている。しかし、複合的なサービス提供には介護職員の確保が課題となる。

委員：国が介護職員の賃金の底上げを図るために処遇改善加算を作ったが、事業者にとって国の基準は適用が難しく、実際に適用したのは全体の7割程度であり、使いづらい制度である。

委員：雇用情勢が良くなると介護人材は集まらないという傾向があるため、今ほどの事業者も介護人材の確保に苦労している。

委員：経営が苦しい事業所は今後増えてくると思うが、事業者には頑張ってもらえないのではないか。

### 3. 議事

#### (1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料5）（参考資料5-1、5-2）

事務局より説明

委員：今回指定する事業者は、複数の事業所を運営しているが、指導の対象になっている事業所はあるか。

事務局：既存の老人保健施設の事業所等で実地指導を行っており、人員は基準内で運営が行われていることを確認している。ご意見として苦情等を受けることもあるが、その都度対応していただいている。

- 委員：苦情等があるということは、サービスに不安があるということか。
- 事務局：既存の老人保健施設が開所から間もない事業所であることから苦情を受けた実績があるが、良好なサービス提供を行っていただけるように、今後も継続して指導をしていきたいと考えている。
- 委員：仙台市内の認知症対応型共同生活介護の居住費平均額はどの程度か。
- 事務局：居住費では50,000～60,000円程度である。
- 委員：認知症対応型共同生活介護は昨年度の制度改正で3ユニットまで認められることになったが、現状、仙台市では2ユニットまでとしている。3ユニットは規模が大きく、経営が安定して、サービスの質が維持しやすいことから、仙台市でも3ユニットを認める検討をしてはどうか。
- 事務局：土地の確保という観点で3ユニットが認められると認識しているが、引き続き検討していきたい。
- 委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。  
(異議等なし)

## (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について（資料6）（参考資料6-1）

### 事務局より説明

- 委員：改善指示事項の中に、「介護サービス提供に必要な費用を負担させていた」と記載があるが、どういった内容か。
- 事務局：食事の際のとりみ剤について利用者に負担させていたが、介護サービス提供に必要な費用として判断し、利用者に負担させるものではないという考えから、指導を行ったもの。
- 委員：とりみ剤の負担については基準等に記載があるか。
- 事務局：保険給付の対象に区分されていない曖昧な名目の費用については徴収してはならないことから、とりみ剤はサービス提供に必要という判断により指導を行っている。食事を取るためにとりみ剤が必要と施設側が判断した場合は、サービス提供に必要な費用とし、一方、家族が希望して導入する場合は、サービス提供外と判断している。
- 委員：明確な基準がないことから、事業所によってはとりみ剤を利用者に負担させているケースもある。
- 事務局：請求の中に含まれていれば是正を指導し、問合せがあった場合でも同様に対応している。
- 委員：指定の一部の効力停止が取られている事業者があるが、指定更新することは問題ないのか。
- 事務局：平成22年度の開所当初は改善指示事項があったが、是正されるまでに時間を要

したものの平成25年度以降は安定した運営を行っている。同法人内の2か所事業所を含め人員配置状況を確認しており、現在は大きな苦情等もないことから、指定更新は問題ないと考えている。

委員長：質問がなければ、この資料にある事業者の指定を更新してよいか。

(異議等なし)

(3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)整備事業の応募状況及び選定について  
(資料7-1) (参考資料7-1)

看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)整備事業の応募状況及び選定について(資料7-2) (参考資料7-2)

地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について(資料7-3)  
(参考資料7-3)

事務局より説明

委員：家族やケアマネージャーが事業所を選ぶ上での判断材料の一つとするため、今回示していただいた財務関係書類等は、一般に公表するようにはできないのか。

事務局：他市町村の取り組み状況などを確認したい。

委員：財務関係書類について、未収金が多い・営業外収益と営業外費用の乖離が大きい・売上は減少しているが販売費及び一般管理費が増加している理由等の疑問点が多い事業者がある。

事務局：事業者ヒアリング等の参考にする。

委員：経営状況が良くない事業所に補助金を出して、廃止した際には大きな問題となる。公認会計士や選定委員会では慎重に審議していただきたい。

事務局：より慎重な審議を行っていただくようお願いしたい。

委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

#### 4. その他

委員長：委員から質問や意見はあるか。

委員：職員の離職防止を目的に、経営者と職員の考え方の温度差を経営者に理解していただくため、実地指導等の際に企業理念の考え方や捉え方、理念の実現状況を事業所の職員にも確認していただきたい。

事務局：実地指導の際に確認し、必要に応じてヒアリング実施を検討する。

委員：繰り返しになるが、経営状況が良くない事業所に補助金を出して、廃止した際には補助金が無駄になってしまう。慎重に審議していただきたい。

事務局：地域密着型サービス事業者の事前協議事業者に決定する選定委員会に加え、具

体的な事業計画を作成後に補助の妥当性を判断する補助審査会で審査を行う2段階で進める計画であり、只今のご意見を踏まえ、慎重に選定を進めていく。

委員：基準省令・解釈通知に虐待の記載はないのか。

事務局：基準省令・解釈通知に記載はないが、国の実地指導マニュアルの中に重点項目として記載がある。

委員：虐待の認定はどのように行うのか。

事務局：本市の虐待マニュアルがあり、手順に従って調査を行い、庁内の会議により虐待の認定を行う。

委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明